

年末調整の資料回収は順調にお進みでしょうか？
弊所への年末調整書類のご郵送には、事前にお渡ししております、レターパックをご利用ください。
年内処理をご希望のお客様は2023年11月24日（金）必着でのご郵送をお願いいたします。
年明け処理でも、2023年12月11日（月）必着でのご郵送をお願いいたします。

2023

11月号
vol.119

NEWS LETTER

***5,000円以下の飲食費とインボイス**

***不要な償却資産は
年末までに処分しましょう**

***Message From Staff
～スタッフ紹介一問一答～**

選挙が近いのか、減税論がマスコミを騒がせている。過去最高の税収を国民に還元するのだという。1,000兆円を越す債務があるというのに。今後30年間で2,000万人近い人口が減少すると予想されているのに。今さえよければ、後は野となれ山となれでもいいのだろうか。同様の違和感を持たれる方も多いのでは。晩秋の風に乗って、多難な将来の足音が聞こえてくるようだ。

岡村 景明

5,000円以下の飲食費とインボイス

接待交際費でも1人当たり5,000円以下の飲食費は、税務上の交際費等から除外します。インボイス制度開始後、この“5,000円”はどう考えるのでしょうか。Q&A形式で確認します。

Q.

弊社は税抜経理方式を適用しており、交際費等に該当しない「1人当たり5,000円以下の飲食費」に関しては、消費税等の額を含めず（税抜）5,000円以下かどうかで、判断を行っています。インボイス制度がスタートしましたが、この税抜5,000円の判断について留意すべきことはありますか？

弊社は消費税の課税事業者で、一般課税により納付すべき消費税額を計算しています。

A-1. 1人当たり5,000円以下の飲食費

接待交際費のうち、次の算式で計算した1人当たりの金額が5,000円以下である飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、一定の書類を保存することを条件に、税務上、交際費等の範囲から除かれ、損金となります。

【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの金額}$$

この場合の“5,000円”とは、税抜経理方式を適用している場合は消費税等の額を含めず、税込経理方式を適用している場合はこれを含めて判断します。

A-2. インボイス制度

インボイス制度が始まり、一般課税により納付すべき消費税額を計算する際、仕入税額控除

を適用するには、原則として、インボイスの保存が必要となりました。

インボイス発行事業者でなければインボイスは交付できません。そのため免税事業者などインボイス発行事業者以外からの課税仕入れは、仕入税額控除できません。ただし経過措置として一定の要件の下、2023年10月1日から3年間は80%を、その後の3年間は50%を仕入税額控除できます。

A-3. インボイス制度下での5,000円

税抜経理方式を適用している場合、支払先がインボイス発行事業者か否かで基準となる“5,000円”が次のとおり異なります。

【税抜相当額の基準額】

※（ ）内は税込相当額

発生日	インボイス発行事業者	左記以外
2023.10.1~2026.9.30	5,000円 (5,500円)	4,902円 (5,393円)
2026.10.1~2029.9.30		4,762円 (5,239円)
2029.10.1~		4,545円 (5,000円)

※円未満端数切捨てで計算した場合

これは、仕入税額控除できない部分（経過措置として最初の3年間20%、次の3年間50%、経過措置後100%）はコストとなるためです。

なお、この“5,000円”について、厚生労働省が提出した令和6年度税制改正要望事項に、物価の動向等を踏まえた金額の引上げがあります。こちらの動向も注視しましょう。

不要な償却資産は 年末までに処分しましょう

事業者が所有している償却資産は、毎年1月1日現在の状況に応じて固定資産税が課されます。不要な償却資産は年末までに処分を行い、軽減措置の適用では添付書類にご注意ください。

償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、事業者が所有している土地や家屋以外の事業の用に供する有形の固定資産（構築物、機械装置、工具器具備品など）で、減価償却費等として費用化されるものを指します。

また、テナントとして賃借している建物に施した内装なども、課税の対象となります。

他方、自動車税（種別割）や軽自動車税（種別割）の対象となる車両運搬具は、課税の対象外です。

なお、次のような償却資産でも、1月1日現在、事業上使用することができる状態であれば、課税の対象となります。不要な資産はなるべく年内に処分するとよいでしょう。

- 簿外資産
- 減価償却を終えた資産
- 遊休資産
- 未稼働資産

国税との違い

償却資産に係る固定資産税は、主に次の点について国税と取扱いが異なります。総勘定元帳上では残高がなかったとしても償却資産の対象となる場合があるため、対象となる資産は必ず固定資産台帳等に登録し、所有状況等は固定資産台帳等と突合しながら確認しましょう。

【国税との取扱いの相違点】

	固定資産税 (償却資産)	国税（法人税 ・所得税）
圧縮記帳	認めない	認める
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認めない	認める
中小企業者等の少額減 価償却資産の取得価額 の損金算入の特例（取 得価額30万円未満の 特例）	課税対象	損金又は 必要経費
評価額の最低限度	取得価額×5%	1円 (備忘価額)

申告と納税

毎年1月末日までに、1月1日現在所有する償却資産の所在地の市町村へ申告します。その後4～5月に届く納税通知書と納付書に基づき、納期限までに納付手続きを行います。ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されないため、納税通知書等は届きません。

固定資産税の軽減措置

市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づく新規取得設備に係る固定資産税の特例（固定資産税の軽減措置）は、2023年4月1日以後の認定申請分から適用要件や軽減措置の内容等が改正されています。

なお、改正前後に関わらず、固定資産税の軽減措置の適用を受けるには、償却資産の申告時に一定の書類の添付が必要となります。

Message From Staff

～ スタッフ紹介 一問一答 ～

①名前

森 真奈美

②一言自己紹介

流行りもの好きなお調子者

③入社してどのくらい

2年半くらいです

④何時に寝て何時に起きる

平日、休日ともに

6時 起床

22時半 就寝

⑤いま楽しみにしていること

クリスマスケーキを食べること

⑥一ヶ月毎日これしか食べれないと言われたら

白いご飯（とお母さんが作った梅干し）

⑦あなたの癒し

子どもの笑い声と寝顔

好きなアーティストの歌声

⑧憧れの職業

陶芸家

バリスタ

⑨これから挑戦したいこと

ピラティス

⑩ドラえものの道具で欲しいもの

タイムふろしき

子どもの服や靴がすぐにサイズが合わなくなるので

⑪仕事の専門用語をひとつ教えて

事業主貸

⑫ちょっとした豆知識

タラバガニはカニではなくヤドカリの一種である

⑬事務所のある六甲道のいい所は

いろんなジャンルのお店でテイクアウトができること

⑭ほしいもの（金額：小・中・大）

小：電気ケトル

中：ホームシアター

大：広い庭付きの一軒家

⑮あなたのキャッシュレス方法は

PAYPAY

⑯思い出の旅行先

今年行った愛媛県松山市

⑰常に持っていないと不安なもの

スマホ

⑱やりたいサブスクリプション（希望価格も）

習い事

大人も子どもも様々なジャンルの習い事ができたら

楽しそうだから

⑲あなたの元気の源は

家族とおでかけ

1人で入るお風呂時間

⑳最後に一言

至らない点ばかりですが、お仕事できる事に感謝して、

楽しむ心を持ち続けていきたいです



facebook やってます！！

インターン生が

毎週金曜日に更新中です！！

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索

記事が良かったら いいね お願いします

URL : <https://www.facebook.com/okamuratax/>



岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1分

